法人のお客様のインターネットバンキング不正払戻し被害補償について

大分県信用組合では全国銀行協会より公表された申し合わせ「法人向けインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方」を踏まえ、法人のお客様がインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻し被害に遭われた場合、下記の通り当該被害を補償いたします。

1. 対象となるお客様

当組合のインターネットバンキングをご契約いただいている法人のお客様 (※法人向けインターネットバンキングをご利用の個人事業主を含む)

2. 補償上限額

1口座あたり年間1,000万円を上限に当該被害の補償を検討します。

具体的な補償の内容につきましては、お客様のご利用状況やセキュリティ対策の導入状況、警察当局による捜査結果等も踏まえ、個別に検討させていただきます。

3. 補償の前提条件

- (1) 不正な払戻しが発生した翌日から30日以内に、当組合への通知が行われていること
- (2) 不正な払戻しが発生した場合、すみやかに警察へ通報が行われていること
- (3)不正な払戻しが発生した場合、当組合による調査および警察による捜査に協力していること
- (4) 契約者が当組合の依頼により、振込先金融機関に対して組戻し請求手続きを行っていること。

4. 補償の対象外または補償の減額となる場合

- (1)以下のセキュリティ対策が導入されていない場合
 - ① 当組合が実施しているセキュリティ対策を全て実施すること
 - ② サービスに使用するパソコンに関し、基本ソフト(OS)やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新すること
 - ③ パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等を使用しないこと
 - ④ パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入されるとともに、最新の状態に更新したうえで稼働していること
 - ⑤ サービスにおけるパスワードを定期的に変更すること
 - ⑥ サービスにおいて登録したメールアドレスに対し当組合が送信する電子メールが不着とならないよう必要な措置を講ずること
- (2) 契約者に過失があると考えられる以下のような事象が認められた場合
 - ① 正当な理由なく、他人にログインID、パスワード等を回答してしまった、あるいはパソコンもしくはワンタイムパスワードアプリを格納した携帯電話やスマートフォン等を渡してしまった場合
 - ② パソコンが盗難に遭った場合において、ログイン I D、パスワード等をパソコンに保存していた場合

- ③ 当組合が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起された方法で、メール型のフィッシング に騙される等、不用意に I D、パスワード等を入力してしまった場合
- (3) その他、以下のような事例に相当する場合
 - ① 会社関係者、ご家族またはそれらに準じる方の故意または重大な過失による損害の場合
 - ② 第三者からの指示または脅迫に起因して生じた被害の場合
 - ③ パソコンおよび通信媒体が正常な機能を発揮しない状態で行われた場合
 - ④ 戦争、暴動、天変地異等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して不正払戻しが行われた場合
 - ⑤ 契約者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ⑥ その他、上記と同程度の過失が認められた場合

本件に関するお問い合わせ先

業務支援部 ITバンキングサービス担当

097-573-7226

受付:平日 9:00~17:00